

「海外市場獲得サポート事業費助成金」募集中！

～海外の市場調査や販路開拓事業を助成します～

＜申請期間：平成30年4月9日(月)～5月2日(水)＞

公益財団法人にいがた産業創造機構（NICO）は、県内の中小企業が海外市場で代理店獲得や現地企業との提携によって県産品の輸出を拡大するため、市場調査や販路開拓（見本市出展・越境EC構築）の経費の一部を助成します。

1 助成金の概要

対象事業	対象者	助成率	助成上限額
海外市場調査事業	①地域中核企業 又はグループ ②中小企業者 ③中小企業者の コンソーシアム (裏面参照)	1/2以内	100～1,000万円 (NICOのHPより 募集案内を参照)
海外販路開拓事業 (海外見本市出展事業、 越境EC構築事業)		1/2～ 2/3以内 (募集案内参照)	

Point!1 助成期間は最長2年です！（2か年計画で利用可能）

Point!2 新たに利用される方に有利です！

（海外販路開拓事業の助成率を優遇します。2年間「2/3以内」）

「海外市場調査事業」

渡航費
現地市場調査費ほか

「海外販路開拓事業」

海外見本市出展経費、
HP多言語化の経費、
越境ECサイト構築費ほか

※「両事業」併用実施も可能

2 助成対象者の定義

- (1) 「地域中核企業」の定義 以下の条件を全て満たす中小企業者であること。
- ①新潟県内に事業所を有すること。
 - ②県内企業（①の条件に同じ） 5社以上に継続して（直近1年以内に2回以上）、自社製品用部材等（「材料費」「仕入」「外注費」および製造原価報告書の「消耗品費」。単なる商品購入は該当しない。）の発注実績を有すること。
 - ③直近決算において、県内企業への自社製品用部材等の発注額が1億円以上、又は、直近決算3期中2期の発注額がそれぞれ1億円以上であること。
- (2) 「中小企業者」の定義
新潟県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者
- (3) 「中小企業者のコンソーシアム」の定義 以下の条件を全て満たす団体であること。
- ①県内に事業所を有する中小企業者が3社以上参加すること。
 - ②コンソーシアム参画企業の売上高合計が直近2期連続で5億円以上あること。

3 注意事項

- ※前年度に交付決定を受けて今年度継続実施している者は、申請できません。
※交付決定日以前に支払った経費は対象になりません。

4 助成事業の決定方法

- 提出書類により、申請内容に関するヒアリング・書類審査を行います。
- 審査会では事業説明をしていただくことがあります。（5月下旬予定）
- 審査を通過した方については、新たな利用者を優先して予算の範囲内で助成します。
- 結果通知は、6月上旬（予定）に文書で行います。



5 個別相談会

- ①4月17日（火） 会場：テクノプラザ（長岡市新産4）
 - ②4月18日（水） 会場：NICO会議室（万代島ビル11階）
- 申請書類の書き方や申請予定の事業が対象になるかなど、相談をご希望の方は4月16日（月）までに会社名、担当者名、希望時間（午前・午後）、連絡先を明記の上、電子メールでお申し込みください。
当日は、申請書類を3部持参ください（作成中の書類でも可）。